

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 208 「会社計算規則の一部を改正する省令」について

2020年8月12日に、法務省より「会社計算規則の一部を改正する省令」（以下「本省令」という。）が公布されました。本省令は、2020年3月31日に、企業会計基準委員会より公表された改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等を受け、会社計算規則の改正を行うものです。

<主な改正内容>

1) 収益認識に関する注記

収益認識に関する注記として表示すべき事項を、重要性の乏しいものを除き、以下に改められます。

- ・ 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- ・ 収益を理解するための基礎となる情報
- ・ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

ただし、会社法444条3項に規定する株式会社以外の株式会社については、「収益を理解するための基礎となる情報」を除き省略することができます。

2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、収益及び費用の計上基準には、次の3点を含めるものとされます。

- ・ 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ・ 前項目の義務に係る収益を認識する通常の時点
- ・ 前項目のもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

3) 会計上の見積りに関する注記

注記表に区分して表示すべき項目として会計上の見積りに関する注記が追加され、その注記の内容とすべき事項として以下を定める規定が追加されます。

- ・ 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ・ 当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類の前項目に計上した額その他当該項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

<適用時期>

本省令は、公布の日から施行されます。また、それぞれに経過措置も定められています。